

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言（商標）

平成27年3月31日

審査品質管理小委員会

審査品質管理の実施体制・実施状況に関し、これらの評価を通じて得られた改善点について、以下のとおり提言する。

1. 評価項目③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの

- ・管理職や審査官等、審査に関わる職員の間での品質管理の基本に関する理解の促進

2. 評価項目④ 審査実施体制に関するもの

- ・必要な審査官数の確保及びその育成

3. 評価項目⑤ 品質管理体制に関するもの

- ・効率性も考慮に入れた品質管理に必要な人数の確保
- ・品質管理専門部署の設置、品質管理官の専任化、品質管理に関する企画立案体制（指揮命令系統）の整備等、体制強化の検討

4. 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・商標の識別性に関する品質管理の充実

5. 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ・ユーザーとの意見交換・意見聴取機会の拡充
- ・管理職によるチェック（決裁）後、かつ、出願人への発送前のタイミングでの品質監査の実施、及びそのためのシステム等の整備

6. 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・審査の質の分析・課題の抽出に関する総合的な視点からの検討の充実
- ・審判・異議と審査との判断相違の要因分析の充実
- ・ユーザー満足度調査を品質管理に反映させる取組の一層の促進

7. 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・ 審査の質に関する我が国の取組の情報発信の促進、外国庁の状況に関する情報の収集・分析、人的交流を含めた外国庁との綿密な意見交換・継続的な協力関係の構築

8. その他

- ・ 審査の質の分析・課題抽出の結果を基に、特許庁の各組織レベルにおける審査に関する生産性を考慮した品質についての目標設定
- ・ 審査の質を評価するために用いることができ、適切な審査を妨げることのないような定量評価指標の調査・検討
- ・ ビジネスの実態・動向を把握する取組の一層の促進